

令和7年8月13日

建設業4団体 各位

最低賃金の引上げに関する支援策について

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

平素より大変お世話になっております。国土交通省不動産・建設経済局建設業課です。

内閣官房新しい資本主義実現本部事務局より、最低賃金の引上げに関する支援策の周知依頼がまいりましたので、貴団体に所属する会員企業等各位に対して周知いただきますようお願い申し上げます。

〈支援策〉

1. 最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者に対し、当面の措置として以下の助成金及び補助金における対象の拡大、要件緩和等の措置について

- ① [業務改善助成金](#)（厚生労働省）
- ② [ものづくり補助金](#)（経済産業省）
- ③ [IT導入補助金](#)（経済産業省）
- ④ [中小企業省力化投資補助金](#)（一般型）（経済産業省）

詳細は、以下資料をご参照ください。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の一環としての最低賃金の引上げに関する支援の拡充

なお、全国の中小企業・小規模事業者に、これらの支援策を活用していただけるよう、全国的な普及広報の取組を強化するとともに、働き方改革推進支援センターやよろず支援拠点、中小企業関係団体等を通じて、きめ細かい相談、助言等の対応を実施するとのことです。

2. 上記措置のほか、既存施策などをまとめたパンフレットの公表について（別添資料①-1、①-2 参照）

なお、助成金及び補助金に関する質問については、各リーフレットに記載の連絡先までお問合せいただけますと幸いです。

お忙しいところ恐れ入りますが、周知のほど何卒よろしくお願いいたします。

以 上

最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

最低賃金引き上げに伴う 支援・後押しを強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用いただくことも可能です

賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください

※同一の補助対象(設備等)に対する重複利用は不可

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

※最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も対象になります。

IT導入補助金、ものづくり補助金、 省力化投資補助金(一般型)

最低賃金近傍で働く雇用者を多く抱える事業者の皆様には、補助率を2/3に引き上げ、優先的に採択します。

※一定の賃上げを実施した事業者の皆様も優先的に採択します。

詳しくは次のページで

本紙は最低賃金引き上げの影響を受けた事業者様向けに厚生労働省の支援策と経済産業省・中小企業庁の補助事業、賃上げを後押しするその他施策をご紹介します。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。

業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

拡充!

- ・対象事業場を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金未満まで」に拡充
- ・最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを完了していれば、賃金引上げ計画の事前提出は不要

<補助上限> 30万円～600万円 <助成率> 3/4 ～ 4/5

<助成対象経費の例> 機器・設備の導入: POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
経営コンサルティング: 国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他: 顧客管理情報のシステム化

詳しくはこちら



申請先 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

問合せ先 業務改善助成金コールセンター: 0120-366-440(受付時間 平日 9:00～17:00)

キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

<対象となる方>

雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ計画」を作成し、その計画に基づき、右の①～⑦までのいずれかを実施した事業主。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ①正社員化コース | ④賃金規定等共通化コース |
| ②障害者正社員化コース | ⑤賞与・退職金制度導入コース |
| ③賃金規定等改定コース | ⑥社会保険適用時処遇改善コース |
| ⑦短時間労働者労働時間延長支援コース | |

<支援内容> ※賃金規定等改定コースの場合
有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、右記の額の助成を行います。

3%以上4%未満	4万円	5%以上6%未満	6万5,000円
4%以上5%未満	5万円	6%以上	7万円

詳しくはこちら



問合せ先 都道府県労働局

※助成額は令和7年度の内容です

IT導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のための ITツール等の導入を支援します。

拡充!

- ・最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に
対する加点も実施。
- ・事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。

詳しくはこちら



問合せ先

※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安
サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター:
0570-666-376

補助上限: 最大450万円
補助率: 1/2～4/5

中小企業省力化投資補助金(一般型) ものづくり補助金

人手不足に悩む中小企業等に対して、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入により、省力化投資を後押しします。

拡充!

- ・最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対する
加点も実施。
 - ・事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。
- ※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発を行う中小企業等の設備投資等を支援します。

拡充!

- ・最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対する
加点も実施。
 - ・事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。
- ※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限: 最大1億円 ※従業員数による
補助率: 1/3～2/3

詳しくはこちら

問合せ先

中小企業省力化投資補助事業 コールセンター:
0570-099-660



補助上限: 最大4,000万円
補助率: 1/2～2/3

詳しくはこちら

問合せ先

ものづくり補助金事務局サポート
センター: 050-3821-7013



働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～500万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

(※1)建設業の場合
(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算
(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

詳しくはこちら



人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

詳しくはこちら



人材確保等支援助成金

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等の導入や雇用環境の整備により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円(40万円)
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%(50%)

(※1)括弧内の金額は、5%以上の賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。
(※2)①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

詳しくはこちら



特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

小規模事業者持続化補助金

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します。

一般型・通常枠

補助上限:50万円(賃金引上げ特例:150万上乘せ)

補助率:2/3(賃金引上げ特例:赤字事業者は3/4)

問合せ先

<一般型・通常枠>

商工会地区補助金事務局HP

商工会議所地区補助金事務局HP

電話番号:03-6634-9307

詳しくはこちら



商工会地区



商工会議所地区

適正取引支援サイト

「中小受託取引適正化法(下請法)」や「価格交渉に関する講習会の案内、下請取引や価格交渉・価格転嫁に関する相談窓口の紹介、取引環境改善に向けた各種施策の紹介など、取引先との理想的な関係構築をサポートするためのコンテンツを提供しています。

詳しくはこちら



賃上げ促進税制

事業者が一定率以上の賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから税額控除できる制度です。

【令和6年4月1日以降に開始する事業年度に適用を受けたい場合】

全企業・中堅企業

全雇用者の給与等支給額の増加額の最大35%を税額控除

中小企業

全雇用者の給与等支給額の増加額の最大45%を税額控除

詳しくはこちら



成長加速化補助金

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支援します。

補助上限:最大5億円

補助率:1/2

要件:100億宣言を行っていること

投資額1億以上 他

詳しくはこちら



働き方改革や経営改善に向けた相談先

働き方改革推進支援センター

相談支援

コンサルティング

セミナー開催

労務管理等の専門家が
企業の「働き方改革」や賃金引き上げなどを無料で支援します！

- ◆ 専門家が来所・電話・メールによる相談を承ります。
- ◆ 専門家が企業への訪問、またはオンラインによるコンサルティングを実施します。
- ◆ 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関する、働き方改革セミナーを開催しています。

詳しくはこちら



問合せ先 各都道府県の働き方改革推進支援センター

よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者等が抱える経営課題に無料で相談対応します！

- ◆ 売上拡大や、資金繰り・事業再生等に関する経営改善等の経営相談に対応します。
- ◆ 地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じて的確な支援機関等を紹介します。

問合せ先

各都道府県のよろず支援拠点

詳しくはこちら



下請かけこみ寺

中小企業・小規模事業者等が抱える取引上のトラブルを専門の相談員や弁護士が解決に向けてサポートします。

全都道府県に設置

電話での御相談、
オンラインでの御相談、
対面での御相談が可能です！

- ◆ 相談無料
- ◆ 秘密厳守
- ◆ 匿名相談可能

問合せ先

フリーダイヤル: 0120-418-618
※お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

詳しくはこちら





経済産業省



最低賃金引上げに向けた 経済産業省の中小・小規模企業への支援策

2025年9月

中小企業庁

経済産業省の中小・小規模企業への支援策

- 過去最大の引上げ額（全国加重平均66円）である最低賃金の引上げに際し、(1)賃上げ原資確保に向けた価格転嫁対策の強化、(2)賃上げ原資確保に向けた補助金等による支援、(3)中小・小規模企業の生産性向上における賃上げ支援機能の強化など、賃金引上げに向けた環境の整備に係る支援を包括的に行う。

（１）賃上げ原資確保に向けた価格転嫁対策の強化

- ① 改正下請法（取適法）・振興法の着実な執行
- ② 発注側企業等における取引慣行の改善
- ③ 幅広い業界での取引適正化の要請・働きかけの継続

（２）賃上げ原資確保に向けた補助金等による支援

- ① 地域の社会機能を担う小規模事業者の販路開拓等を支援する持続化補助金等
- ② 賃上げ促進税制による赤字企業も含めた賃上げ支援
- ③ 100億企業等に対する成長加速化支援
- ④ 健全な新陳代謝や経営資源の有効活用を進める事業承継、M&A、再生支援等

（３）中小・小規模企業の生産性向上における賃上げ支援機能の強化

- ① ものづくり補助金、IT導入補助金、省力化投資補助金（一般型）の要件緩和
- ② ものづくり補助金、IT導入補助金、省力化投資補助金（一般型）の審査での優遇
- ③ 周知・相談時の厚生労働省との連携強化

(1) 賃上げ原資確保に向けた価格転嫁対策の強化

① 改正下請法（取適法）・振興法の着実な執行

- 改正下請法（取適法）により、賃上げの原資を確保するためのサプライチェーン（SC）全体での価格転嫁や支払期間の短縮等の課題に対し、協議に応じない一方的な価格設定の禁止、手形払いの禁止等を措置。
- 令和8年1月1日からの改正法施行に向けて、振興基準等の改正を行うとともに、公正取引委員会等とも連携しつつ、47都道府県での事業者説明会や、テレビ・インターネット広告等、改正法に係る周知広報を徹底。

② 発注側企業等における取引慣行の改善

- 本年3月の「価格交渉促進月間」を踏まえ、中小企業30万社へのアンケート調査を実施。10社以上の中小企業から主要な取引先として挙げられた企業等について、発注側企業ごとに、交渉・転嫁・支払条件の状況を整理し、4段階で評価した「発注者リスト」を8月5日に公表（発注側企業446社、国・地方公共団体等71機関）。
- 本年9月の「価格交渉促進月間」においても、経済産業大臣によるメッセージなど、取引適正化の推進に向けた積極的な周知・広報を実施。また、評価が芳しくない発注側企業には、業所管の大臣名で企業トップへ指導・助言を行うとともに、評価が芳しくない地方公共団体等に対しても改善に向けた働きかけを行う。
- さらに、取引Gメン等が、芳しくない取引実態を把握した場合に、発注側企業に取引慣行の改善を促す「注意喚起」や、受注者及びその先の取引先に配慮した取引慣行への改善を求める「協力要請」等の行政指導を強化。

③ 幅広い業界での取引適正化の要請・働きかけの継続

- 今般の法改正を踏まえた、自主行動計画の策定・改正や、価格転嫁を阻害する商慣習の一掃、自主行動計画に基づく取組の充実や改善、パートナーシップ構築宣言の実施等について、業界団体向けの要請を実施。
- 現在、31業種（84業界団体）が、取引適正化に向けた「自主行動計画」を策定済みであり、引き続き、業界団体における取組状況についてフォローアップを行う。

(2) 賃上げ原資確保に向けた補助金等による支援

① 地域の社会機能を担う小規模事業者の販路開拓等を支援する持続化補助金等

- ・ 小規模事業者に対して、商工会・商工会議所の伴走支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援。一定以上の賃金引上げに取り組む場合は手厚く支援し、稼ぐ力を強化。
- ・ よろず支援拠点等を通じ、企業のさらなる生産性向上を後押しする伴走支援を実施。

持続化補助金の概要

- ・要件：経営計画を作成し販路開拓等に取り組む小規模事業者
- ・補助上限：50万円（賃上げ特例活用の場合は、左記補助上限に150万円上乘せ）
- ・補助率：2／3

② 賃上げ促進税制による赤字企業も含めた賃上げ支援

- ・ 中小企業向け賃上げ促進税制における5年間の繰越控除措置の活用などを通じて、赤字の状況でも賃上げに挑戦できるよう、後押しを行う。

③ 100億企業等に対する成長加速化支援

- ・ 賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入れによる地域経済への波及効果が大きい100億企業を目指す中小企業を支援し、これを中核とした地域経済全体の稼ぐ力を強化。

④ 健全な新陳代謝や経営資源の有効活用を進める事業承継、M&A、再生支援等

- ・ 地域の経営資源の散逸を防止し、地域の成長の実現に重要な事業承継や、規模の拡大を通じた経営の効率性向上・シナジー効果を生み出すM&Aについて、引き続き支援を行う。

(3) 中小・小規模企業の生産性向上の賃上げ支援機能の強化

① ものづくり補助金、IT導入補助金、省力化投資補助金（一般型）の要件緩和

現行制度

- 2024年度から、最低賃金引上げの影響を強く受ける事業者を支援するため、以下の要件を満たす場合に、「**最低賃金引上げ特例**」で、**通常より高い補助率**（1/2から2/3に引上げ）で支援。

- 指定する一定期間（R5.10～R6.9）までの間で、3ヶ月以上、**地域別最賃+50円以内**で雇用している従業員が、全従業員数の30%以上いること

改正内容

- 「最低賃金引上げ特例」について、今般の最賃引上げ額を踏まえ、以下の通り、**対象企業を拡大する要件緩和**を行う。

- 指定する一定期間において、3か月以上**改定後の地域別最賃未満**で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いる事業者

② ものづくり補助金、IT導入補助金、省力化投資補助金（一般型）の審査での優遇

改正内容

- ①で示した改正内容に該当する事業者に対し、補助率引上げに加え、採択審査において**加点措置**も実施。
 - 指定する一定期間において、3か月以上**改定後の地域別最賃未滿**で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いる事業者
- さらに、厳しい経営状況においても、全国的な最低賃金の引上げ幅以上に賃上げの努力を行った企業を応援するため、以下の要件を満たす場合に、採択審査において**加点措置**を実施。
 - 一定期間において、事業場内最賃を「**全国目安で示された最低賃金の引上げ額（63円）**」以上の賃上げをする事業者

③ 周知・相談時の厚生労働省との連携強化

- 中小企業庁、厚生労働省の支援策を掲載した**リーフレットを共同で作成。それぞれの拠点を活用して、相互に支援策の周知を徹底する**。その際、持続化補助金等の賃上げ原資確保に向けた対策についても盛り込む。
 - 厚生労働省の労働局・働き方改革推進支援センター（全国47か所）及び労働基準監督署（全国321か所）において、中小・小規模企業の支援に関する相談を受ける際に、中小企業庁のよろず支援拠点や各種補助金を紹介する。
 - 中小企業庁のよろず支援拠点（全国47か所）において、中小・小規模企業の支援に関する相談を受ける際に、内容に応じ、厚生労働省の働き方改革推進支援センター及び業務改善助成金を案内する。